SHOWA fine various reagents

安全データシート（ＳＤＳ）

1.化学品及び会社情報

昭　和　化　学　株　式　会　社
東京都中央区日本橋本町４－３－８
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡　　同　上
改訂日　　2025/02/25
SDS整理番号　03228250

製品等のコード　：　0322-8250、0322-8260、0322-9280、0322-9380、0322-9290、0323-0673

製品等の名称　　：　クロロベンゼン（モノクロロベンゼン）

推奨用途　　：　試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的用途。規格により用途は相違。)
染料、中間体（ピコリン酸、アニリン、フェノール、ジニトロクロロベンゼン等）、
DDT製造、エチルセルロース、松脂、ペイント、ワニス、ラッカー等の溶剤、
混合溶剤用、医薬品、香料など

使用上の制限　　：　推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと

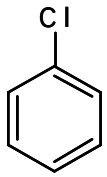

2．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性
　引火性液体　　：　区分3

　自然発火性液体　　：　区分に該当しない
　金属腐食性化学品　　：　区分に該当しない

健康に対する有害性
　急性毒性（経口）　　：　区分に該当しない　〔区分5(国連GHS分類)〕
　急性毒性（吸入：蒸気）　　：　区分4
　皮膚腐食性/刺激性　　：　区分2
　眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性　　：　区分2A
　生殖細胞変異原性　　：　区分2
　発がん性　　：　区分2
　特定標的臓器毒性（単回ばく露）　　：　区分1（全身毒性）、区分3（麻酔作用）
　特定標的臓器毒性（反復ばく露）　　：　区分1（中枢神経系、末梢神経系、血液系）、区分2（肝臓、腎臓、副腎）
　誤えん有害性　　：　区分に該当しない　〔区分2(国連GHS分類)〕

環境に対する有害性
　水生環境有害性 短期(急性)　　：　区分1
　水生環境有害性 長期(慢性)　　：　区分1

注意喚起語　：　危険

危険有害性情報
　引火性液体及び蒸気
　飲み込むと有害のおそれ（経口）
　吸入すると有害（蒸気）
　皮膚刺激

強い眼刺激
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれの疑い
全身毒性の障害
眠気又はめまいのおそれ
長期又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系、血液系の障害
長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓、副腎の障害のおそれ
飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ
水生生物に非常に強い毒性
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き
【安全対策】
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること、アースをとること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
環境への放出を避けること。
【応急措置】
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
皮膚を多量の水と石鹸で洗うこと。
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
漏出物を回収すること。
【保管】
光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

（注）物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別		：化学物質
化学名		：クロロベンゼン （別名）モノクロロベンゼン、3-クロロベンゼン、4-クロロベンゼン、フェニルクロリド、クロロベンゾール、1-クロロベンゼン、ベンゼンクロライド、クロルベンゼン、MCB、塩化ベンゼン （英名）Chlorobenzene（EC名称）、Monochlorobenzene、3-Chlorobenzene、4-Chlorobenzene、1-Chlorobenzene、Chlorobenzol、Phenyl chloride、benzene chloride、Benzene, chloro-（TSCA名称）
成分及び含有量		：クロロベンゼン、　99.0%以上 【特記事項】 非意図的生成物としてポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を微量含む。 (15.適用法令の化審法の項参照)
化学式及び構造式		：C6H5Cl、　構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量		：112.56
官報公示整理番号	化審法	：(3)-31
	安衛法	：公表化学物質（化審法番号を準用）
CAS No.		：108-90-7
EC No.		：203-628-5
危険有害成分		：クロロベンゼン

4. 応急措置

吸入した場合 ： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
気分が悪い時は、医師の手当を受ける。

皮膚に付着した場合 ： 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。
皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。
皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。

目に入った場合 ： 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。
まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。

飲み込んだ場合 ： 直ちに医師に連絡する。
口をすすぎ、うがいをする。何も飲ませない。無理に吐かせない。
強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませて無理に吐かせてはいけない。
意識がない時は何も与えない。
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。

予想される急性症状及び遅発性症状：
吸入 ；し眠、頭痛、吐き気、意識喪失
皮膚 ；皮膚の乾燥、発赤
眼 ；発赤、痛み
経口摂取 ；腹痛。
その他の症状は「吸入」の項を参照。
遅発性症状：肺障害（化学肺炎）。

最も重要な兆候及び症状：誤飲した時、胃粘膜を刺激し嘔吐することがある。 本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り、高熱が出て出血性肺炎を引き起こし致命的となることがある。

医師に対する特別注意事項： 症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的な経過観察が必要である。
必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。
火気に注意する。

5.火災時の措置

適切な消火剤 ： 本製品は可燃性、引火性であり、非常に燃焼しやすい。
二酸化炭素、粉末消火剤、散水、噴霧水、泡消火剤
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。

使ってはならない消火剤： 棒状注水（本品があふれ出て、火災を拡大するおそれがある。）

特有の危険有害性 ： 引火性が高い。
非常に燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。
引火点(27℃)以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性がある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法 ： 火元への燃焼源を遮断する。
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

消火を行う者の保護 ： 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 ： 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。

環境に対する注意事項 ： 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
環境への排出を避ける。

回収、中和 ： 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。

封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
漏洩エリア内で稼動させる設備・機器類は接地する。

二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
周辺の発火源を速やかに取除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7.取扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。
引火点(27℃)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
炎、火花または高温体との接触を避ける。
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。

局所排気・全体換気 : 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。

安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。

接触回避 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。

保管

技術的対策 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

保管条件 : 光のばく露や高温多湿を避けて保管する。
容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
光が当たると微量のPCBが生成するため、遮光して保管する。
施錠して保管する。
危険物を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。
混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。

混触危険物質 : 酸化剤

容器包装材料 : ガラス、フッ素ゴム(バイトン、ダイエル)、フッ素樹脂など。
アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

＜参考＞　容器包装材料の耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 ◎:良好　○:やや良好(条件による)　△:やや不良　　×:不良　　ー:データなし 】

・試験温度：室温（RT)
スチレンゴム×　クロロプレンゴム(ネオプレン)×　ニトリルゴム×　ブチルゴム×
天然ゴム×　シリコーンゴム×　フッ素ゴム(バイトン、ダイエル)◎　テフロン◎
軟鋼○　ステンレス（SUS304○　SUS316○）　チタン◎　アルミニウム○　銅○
軟質塩ビ×　硬質塩ビ×　ポリスチレン×　ＡＢＳ×　ポリエチレン×　ポリプロピレン×
ナイロン×　アセタール樹脂×　アクリル樹脂×　ポリカーボネート×　ガラス◎

・試験温度：７０℃
スチレンゴム×　クロロプレンゴム(ネオプレン)×　ニトリルゴム×　ブチルゴム×
天然ゴム×　シリコーンゴム×　フッ素ゴム(バイトン、ダイエル)○　テフロン◎

軟鋼○　ステンレス（SUS304○　SUS316○）　チタン◎　アルミニウム○　銅○
軟質塩ビ×　硬質塩ビ×　ポリスチレン×　ＡＢＳ×　ポリエチレン×　ポリプロピレン×
ナイロン×　アセタール樹脂×　アクリル樹脂×　ポリカーボネート×　ガラス◎

8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度　：10ppm
許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
日本産衛学会　10ppm　46mg/m3
ACGIH　TLV-TWA　10ppm　46mg/m3
設備対策　：防爆の電気・照明機器を使用する。
静電気放電に対する予防措置を講ずる。
作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
保護具
呼吸器の保護具　：呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。
手の保護具　：保護手袋（テフロン製、バイトンなど）を着用する。
ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。
ネオプレン製が推奨される。
眼の保護具　：保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
皮膚及び身体の保護具：長袖作業衣を着用する。
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策　：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9.物理的及び化学的性質

物理状態
性状　：液体
色　：無色
臭い　：特異臭（アーモンド臭）
pH　：データなし
融点　：-45℃
凝固点　：データなし
沸点　：132℃
引火点　：27℃（密閉式）
可燃性　：引火性
爆発範囲　：下限 1.3vol%、　上限 11vol%
蒸気圧　：1.17 kPa (20℃)、　1.599 kPa (25℃)
相対ガス密度（空気 = 1）：3.88
20℃での蒸気/空気混合気体の相対密度(空気＝１)：1.03
密度又は相対密度　：データなし
比重　：1.11～1.12 (15/4℃)
溶解度　：水にほとんど溶けない（0.05g/100mL、20℃)。
ベンゼン、エタノール、クロロホルム、ジエチルエーテルに可溶。
オクタノール/水分配係数　：logKow = 2.84 (測定値)
発火点　：590℃
分解温度　：データなし
臭いのしきい（閾）値　：0.68ppm
粘度　：0.806 mPa・s（＝0.806 cP）（20℃）
動粘度　：データなし
粒子特性　：データなし

ＧＨＳ分類

引火性液体　：ICSC(2003) による引火点は27℃（密閉式）であり、また、国連危険物輸送勧告ではクラス3、容器等級III（国連番号1134）に分類されていることから、区分３とした。
引火性液体および蒸気（区分3）
自然発火性液体　：常温の空気と接触しても自然発火しない(発火点590℃(ICSC,2003))ことから、区分に該当しないとした。
金属腐食性化学品　：国連危険物輸送勧告がクラス3（国連番号1134)に分類されていることから、区分に該当しないとした。

10.安定性及び反応性

安定性（反応性・化学的安定性）	：	通常の取扱条件下において安定である。 光のばく露により微量のPCBを生成する（室温、蛍光灯600ルックス、48時間で、約0.48ppmのPCBが生成）。
危険有害反応可能性	：	強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 加熱、高温面や炎との接触により分解して、有毒で腐食性のフュームを生じる。
避けるべき条件	：	光、日光、熱
混触危険物質	：	強酸化剤（塩素酸ナトリウム、過塩素酸ナトリウム、硝酸等）。
危険有害な分解生成物	：	燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素、ホスゲン。

11.有害性情報

急性毒性	：	経口　ラット LD50＝ 2914mg/kg(環境省リスク評価第1巻 (2002)) 区分５とした（国連GHS分類）。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 飲み込むと有害のおそれ（経口）（区分5） 経皮　分類できない。 吸入（蒸気）　ラット LC50＝13.5mg/L/7H (EHC 215 (1999)) 吸入すると有害（蒸気）（区分4） 吸入（ミスト）分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	：	ウサギを用いた皮膚刺激試験(CERI・NITE有害性評価書 No.75 (2004))及びヒトに対する事例で、中等度の刺激性を有する(CERI・NITE有害性評価書 No.75 (2004)) ことから、区分２とした。 皮膚刺激（区分2）
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	：	ウサギ、モルモットを用いた眼刺激性試験(ACGIH (2001))及びヒトに対する事例から中等度の刺激性を有する(環境省リスク評価第1巻 (2002)) ことから、区分２Ａとした。 強い眼刺激（区分2A）
呼吸器感作性	：	分類できない。
皮膚感作性	：	分類できない。 モルモットを用いたマキシマイゼーション試験で、陰性(環境省リスク評価第1巻 (2002)) という結果がある。
生殖細胞変異原性	：	経世代変異原性試験（優性致死試験）で陰性、生殖細胞in vivo 変異原性試験なし、体細胞in vivo 変異原性試験（小核試験）で陽性、生殖細胞in vivo 遺伝毒性試験なし(環境省リスク評価第1巻 (2002))。 以上のことから、区分２とした。 遺伝性疾患のおそれの疑い（区分2）
発がん性	：	ACGIHはグループA3（動物発がん性が確認され、ヒトの関連は不明な物質）に基づき、区分２とした。 発がんのおそれの疑い（区分2）
生殖毒性	：	区分に該当しない。 ラットの世代繁殖毒性試験において、親動物に毒性影響がみられる用量まで生殖・発生への影響がみられていない（CERI・NITE有害性評価書 No.75 (2004)) ことから、区分に該当しないとした。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	：	ヒトの職業ばく露による急性中毒の一般症状は衰弱、吐き気、し眠である(CERI・NITE有害性評価書 No.75 (2004)) ことから、区分１(全身毒性)、区分３(麻酔作用)とした。 全身毒性の障害（区分1） 眠気又はめまいのおそれ（区分3）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	：	ヒトで、しびれ感，チアノーゼ (呼吸中枢の機能低下による)，知覚過敏、筋肉の痙攣が認められる (ATSDR (2004))。 実験動物で、肝細胞壊死、腎皮質尿細管の変性、副腎網状帯細胞の空胞化、好中球比率の減少が認められる(CERI・NITE有害性評価書 No.75 (2004))。 以上のことから、区分１（中枢神経系、末梢神経系、血液系）、区分２（肝臓、腎臓、副腎）とした。 長期又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系、血液系の障害（区分1） 長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓、副腎の障害のおそれ（区分2）
誤えん有害性	：	この液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある（ICSC (2000)）との記述から、区分２とした（国連GHS分類）。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ（区分2）

12.環境影響情報

生態毒性
　水生環境有害性 短期(急性)： 各種魚類 LC50＝20～70mg/L /24H ,96H
(Handbook of Environmental Data on Organic Chemicals)
甲殻類(オオミジンコ) EC50＝585.52μg/L/48H(CICAD 80(2004))
に基づき、区分１とした。
水生生物に非常に強い毒性（区分1)
　水生環境有害性 長期(慢性)： 生物濃縮性は低いが、難分解性であることから、区分１とした。
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性（区分1）

残留性・分解性　　： 難分解性。BOD分解度＝5%
生物蓄積性　　： 低濃縮性。Log Kow＝2.84(測定値)、 BCF=39.6
土壌中の移動性　　： データなし
オゾン層への有害性 ： 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13.廃棄上の注意

残余廃棄物　　： 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
（参考）燃焼法
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナ及びスクラバ付き焼却炉の火室でなるべく高温(ダイオキシン発生抑制のため850℃以上)にて焼却する。
汚染容器及び包装　： 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14.輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号　：　130

国際規制
　海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）
　　UN No.　　: 1134
　　Proper Shipping Name: CHLOROBENZENE
　　Class　　: 3 （引火性液体）
　　Sub risk　　: ―
　　Packing Group　　: III
　　Marine Pollutant　　: Yes
　　Limited Quantity　　: 5L
　航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）
　　UN No.　　: 1134
　　Proper Shipping Name: Chlorobenzene
　　Class　　: 3
　　Sub risk　　: ―
　　Packing Group　　: III
国内規制
　陸上規制情報（消防法、道路法の規定に従う）
　海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）
　　国連番号　　: 1134
　　品名　　: クロロベンゼン
　　クラス　　: 3
　　副次危険　　: ―
　　容器等級　　: III
　　海洋汚染物質　　: 該当
　　MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類
　　: Y（クロロベンゼン）
　　少量危険物許容量　　: 5L
　航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）
　　国連番号　　: 1134

品名　：クロロベンゼン
クラス　：3
副次危険　：－
容器等級　：III
少量輸送許容物件
　許容量　：10L
特別の安全対策　：危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15.適用法令

労働安全衛生法　：名称等を表示すべき危険物及び有害物
（政令番号　第158号「クロロベンゼン」、対象重量%は≧１）
名称等を通知すべき危険物及び有害物
（政令番号　第158号「クロロベンゼン」、対象重量%は≧0.1）
（令別表第９）
（注）令和7年4月1日以降、政令番号：規則別表第2の第556号に変更

危険物・引火性の物（施行令別表第１第４号）
第２種有機溶剤等「クロルベンゼン」
（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）
作業環境評価基準「クロルベンゼン」

なお、皮膚等障害化学物質およびがん原性物質に非該当
（安衛則第594条の2、安衛則第577条の2）

化審法　：・優先評価化学物質の取り消し(官報公示日：2022/04/01)
・旧第三種監視化学物質 No.21「クロロベンゼン」
（官報公示日：2006/07/18）
非意図的生成物としてＰＣＢを微量含むが、H19,10,15付け「化審法の規制に関する運用について」の3-2により当該副生物は第一種特定化学物質としては取り扱わないことが規定されている。

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)　：・種　　別　「第1種指定化学物質」
・政令番号　「1-149」
・管理番号　「125」
・政令名称　「クロロベンゼン」

消防法　：危険物第４類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 指定数量1000Ｌ
危険等級III

毒物及び劇物取締法　：非該当

船舶安全法　：引火性液体類（危規則第２，３条危険物告示別表第１）

航空法　：引火性液体（施行規則第１９４条危険物告示別表第１）

海洋汚染防止法　：有害液体物質 Y類物質「クロロベンゼン」（施行令別表第1)

大気汚染防止法　：有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中環審第９次答申）
「クロロベンゼン」
揮発性有機化合物（ＶＯＣ）（法第2条第4項）
「ジクロロメタン／トリクロロエチレン／テトラクロロエチレン以外の塩素系化合物」

輸出貿易管理令　：キャッチオール規制（別表第1の16項）
HSコード：2903.91
第29類 有機化学品
・輸出統計番号（2025年1月版)：2903.91-000
「炭化水素のハロゲン化誘導体
－芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体：クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン」
・輸入統計番号（2025年1月1日版)：2903.91-000
「炭化水素のハロゲン化誘導体
－芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体：クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン」

16.その他の情報

（注）本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献　：

化学物質管理促進法PRTR･MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険･有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM	
GHS分類結果データベース	nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。